

勝山市定住化促進事業



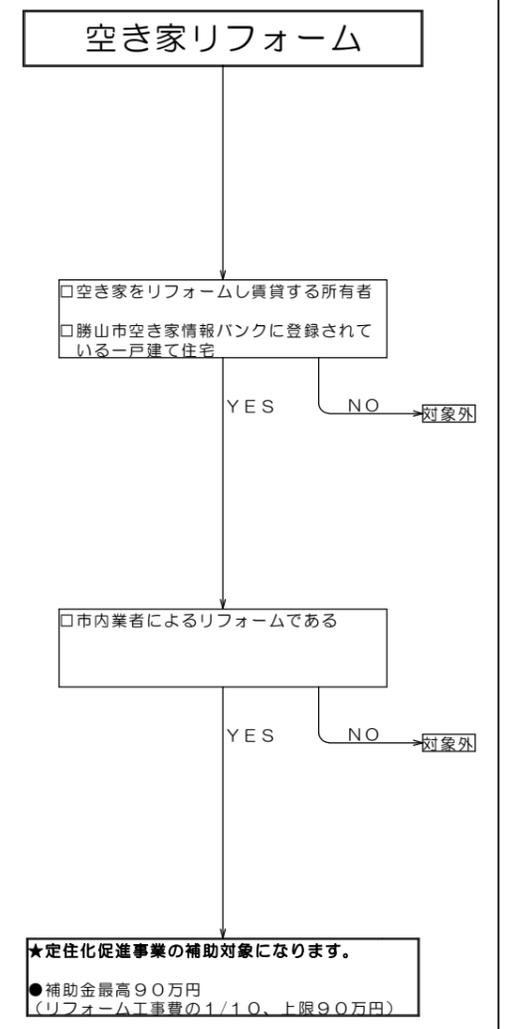
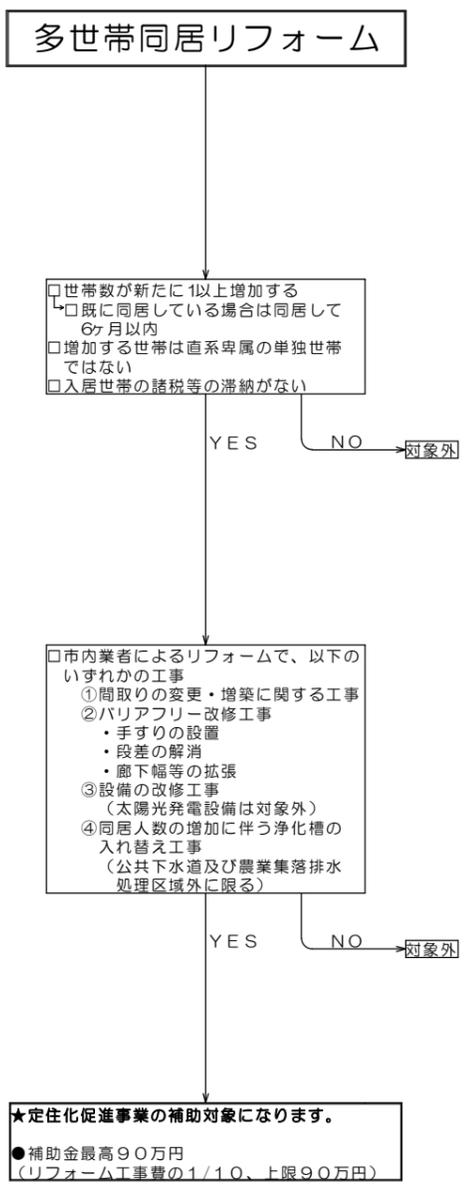
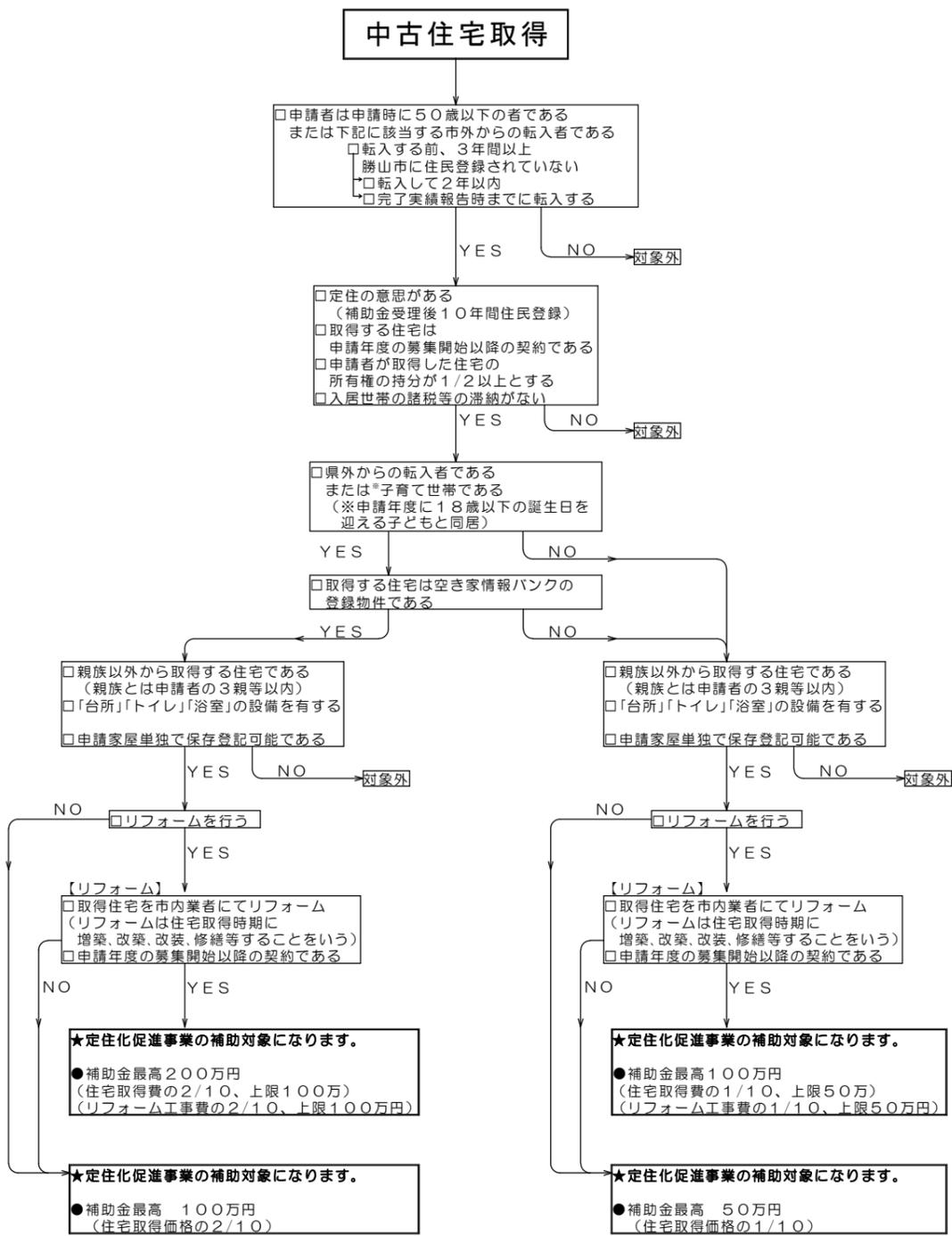
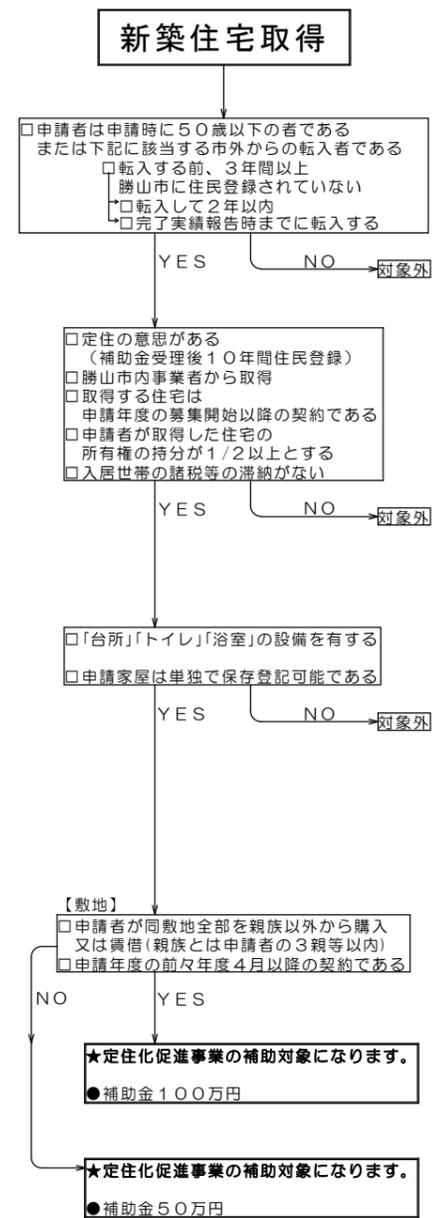
勝山市では、「勝山に転入して定住したい!」、「市内で家を持ちたい!」、「多世帯で生活したい!」、「空き家を貸したい!」という方の支援を行います。



下記の判定フローで、補助の対象になるか、補助金額はいくらぐらいになるのかが分かります。

定住化促進事業の補助対象判定フロー

※各項目すべてに合致した場合YESとなります



※上記フロー図は早見表であり、補助金交付を確約するものではありません。事前相談の上、各補助事業の交付申請書を提出して審査を受けてください。
 ※補助金交付は世帯に対して1回となります。
 ※新築住宅取得または中古住宅取得の当該申請者は補助対象となった不動産(住宅、宅地)について補助金交付日から10年以内に売却又は賃貸してはけません。また同期間、所有権の持分も更正してはけません。
 ※新築住宅取得または中古住宅取得の当該申請者は補助金交付日から10年以内に市外に転出してはけません。
 ※交付申請は工事着工前に行ってください。工事着工後の交付申請は認められません。